# 志木市国民保護計画

平成19年3月 (令和3年3月変更) 志 木 市

## 目 次

第1	編	総貝	<u>                                     </u>		
第	1章		計画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
第	2 章	言	計画策定の背景・経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
第	3 章		計画策定にあたっての基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
第	4 章	<u> </u>	<b>市の概況</b>		6
j	第 1	節	地理的特性		6
j	第 2	節	社会的特性 ···········		6
第	5 章	<u> </u>	国民保護の実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • •	. 7
Ŝ	第 1	節	市の責務		
Ŝ	第2	節	関係機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 1	1
Ŝ	第3	節	他の市町村との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 1	1
Ŝ	第 4	節	公共的団体との協力体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 1	1
Ŝ	第 5	節	住民の協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 1	1
Ŝ	第6	節	事業所等との協力関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 1	2
Š	第7	節	武力攻撃等の態様と留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 1	2
第2	編	平時	寺における準備編		
第	1章	: 帽	青報収集、伝達体制の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 1	9
Š	第 1	節	通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 1	9
Š	第2	節	被災情報の収集・報告に必要な準備	⋯ 1	9
Š	第3	節	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	2 0
第	2 章	: : 迁	迅速な初動体制の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	2 0
Š	第 1	節	24時間即応体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	2 0
Š	第2	節	職員配備計画の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	2 0
Š	第3	節	職員の指定と伝達手段の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	2 1
-	第 4		交代要員等の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第:	3 章	- 警	警報の住民への周知方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	2 1
Š	第 1	節	警報の発令・伝達と関係機関の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
Š	第2	節	警報の住民への周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	2 2
Š	第3	節	緊急通報の発令・伝達と関係機関の役割	2	2 2
第一	4 章	退	壁難の指示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
Š	第 1	節	避難の指示の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	2 3
Ĵ	第2	節	モデル避難実施要領の作成		
Ĵ	第3	節	避難人数の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2	9
Š	第4	節	避難の指示の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	9

第5節	避難住民集合場所の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
第6節	避難施設の指定と施設管理者との連絡体制 ・・・・・・・・・3 1
第7節	避難のための交通手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・32
第8節	避難候補路の選定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
第9節	運送順序の決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第10節	交通規制の準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第11節	道路啓開の準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第12節	避難住民等に対する住宅の確保 ・・・・・・・・・・・・35
第13節	避難誘導の補助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 6
第5章 緊	る物資の備蓄等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 6
第1節	緊急物資の備蓄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 6
第2節	装備品の整備37
第3節	市が管理する施設及び設備の整備等 ・・・・・・・・・・37
第6章 緊	る物資運送計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 7
第1節	運送路の決定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・37
第2節	応援物資の受入れ体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・38
第3節	応援物資の発送体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・38
第7章 医	≦療体制の整備 ······4 0
第1節	武力攻撃災害時における医療体制の基本方針 ・・・・・・・・4 0
第2節	初期医療体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 1
第3節	後方医療体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 2
第4節	傷病者搬送体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 3
第5節	保健衛生体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 4
第8章 生	∈活関連等施設の管理体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
	生活関連等施設の管理体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 5
第9章 文	て化財保護対策の準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 6
• • • • •	T修の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 6
第11章 訓	練の実施等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 7
第1節	市の訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 7
第2節	民間における訓練等 ・・・・・・・・・・・・・・・48
第12章 住	E民との協力関係の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 9
第1節	消防団の充実・活性化の促進 ・・・・・・・・・・・・49
第2節	自主防災組織との協力関係の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・4 9
第3節	ボランティアとの協力関係の構築 ・・・・・・・・・50
第4節	住民の意識啓発等 ・・・・・・・・・・・・・・50
第5節	事業者等との協力関係の構築 ・・・・・・・・・・50
第3編 武力	]攻擊事態等対処編

第	1章	実施体	5制の	確保	• •	• • •		• • •	• • •	• • • •			 • • •	• • •	 • 5	5
	第1節	i 全庁	F的な作	体制(	の整	備							 • • •		 ٠5	5
	第2節	市文	対策本:	部の絹	組織	等							 • • •		 . 5	6
	第3節	i 関係	系機関 。	とのi	連携	体制	りの福	寉保					 • • •		 ٠5	7
	第4節	市文	対策本:	部の原	廃止								 • • •		 . 5	9
	第5節	i 住民	えとの)	連携									 • • •		 . 5	9
第	2章	国民保	えきゅう いっこう いっこう いっこう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょ	置従	事者											
	第1節	<b>特</b> 列	<b>標章</b>	等のき	交付			• • •	• • •			• • • •	 • • •		 ٠6	0
	第2節	安全	≧確保(	のたと	めの	情報	褆	共					 • • •		 • 6	2
第	3章	住民σ	)避難	措置	٠.	• • •							 • • •		 • 6	4
	第1節		日の通知													
	第2節	緊急	9.通報(													
	第3節	. —	性の指摘													
	第4節	ī 避難	惟住民(	の運i	送手	段₫	)確(	呆					 • • •		 . 6	8
	第5節	ī 避難	雌路の流	選定。	と避	難紀	路(	の決	定				 • • •		 • 6	9
	第6節	ī 避難	性路の3	交通												
	第7節	. —	推誘導(													
	第8節	ī 避難	性の指摘	示の角	解除	•										
	第9節	ī 避難	推誘導(	の実	拖の	補助	ђ ·	• • •	• • •			• • • •	 • • •		 . 7	1
第	4章	避難住	E民等(	の救持	爰措	置							 • • •		 . 7	1
	第1節		髪の実績	- –												
第	5章	武力攻	な 撃災	害への												
	第1節	ī 対処	□体制(	の確値	呆											
	第2節	i 応急	急措置	等の	実施	•							 • • •		 . 7	8
	第3節		建衛生?									• • • •				
	第4節	動物	7保護	対策(	の実	施										
	第5節		₹物対3													
	第6節	文化	:財保	獲対兌	策の	実旅	<u></u> •						 • • •		 . 8	3
第	6章	情報の				• • •						• • • •				
	第1節	ī 被災	き情報(	の収集	集 •	提供										
	第2節	安否	情報(	の収集	集 •	提供	ţ.						 • • •		 . 8	4
	第3節	<b>各</b> 挂	吉置機	関にる	おけ	る多	否作	青報	の単	集	• •	• • • •	 • • •		 . 8	6
第4	編(住	民生活														
第	1章	物価多	そ定の	ための	の措	置							 • • •		 . 8	9
第	2章	避難住	E民等(	の生え	舌安	定拮	置						 • • •		 . 8	9
第	3章	生活基	盤等(	の確値	保の	ため	うの‡	昔置	•				 • • •		 . 8	9
第	4章	応急復	<b>到</b> 旧措制	置の	実施								 		 . 9	0

第5編 財	政上の措置編
第1章	損失補償93
第2章	損害補償93
第3章	被災者の公的徴収金の減免等 ・・・・・・・・・・・・・・・93
第4章	国民保護措置に要した費用の支弁等 ・・・・・・・・・・・94
第6編 累	急対処事態対処編
第1章	想定する緊急対処事態とその対処措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 第1編総則

## 第1章 計画策定の目的

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等が発生した場合、住民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。住民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、住民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。

なお、住民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行う。

## 第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦から70年以上を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、西暦2001年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、戦争を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の

平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連7法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

## 第3章 計画策定にあたっての基本的な考え方

本計画を策定するにあたり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

○ 基本的人権の尊重

国民の自由と権利への制限は必要最小限のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。

○ 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て 又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、住民か らの問い合わせに対応する総合窓口の開設や必要に応じて外部の専門家 等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

また、市は、これらの手続に関連する文書を適切に保存する。

○ 情報の伝達と共有化の確保

警報の発令・伝達など、国から住民までの正確かつ迅速な情報の伝達体制・共有化のための方法の確立を図る。

○ 国民保護措置実施体制の確立及び連携

市は、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部の設置等による国民保護措置実施体制の整備と国や県、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。

○ 住民の自助・共助

武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止 又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの住民の自主 的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。

○ 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自 由の保障 指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護措置 を実施するにあたっては、その実施方法等については、県及び市町村から 提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断す るものとされていることに留意する。

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重する。

なお、日本赤十字社が実施する国民保護措置とは、都道府県が行う救援 に対する協力及び救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協 力についての連絡調整等である。

また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

#### ○ 要配慮者の保護

高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の積極的な避難救援対策を実施する。

○ 国際人道法の的確な実施の確保

市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

○ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

○ 準備体制の充実

武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や必要な食糧等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

○ 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

## 第4章 市の概況

## 第1節 地理的特性

本市は、埼玉県南西部に位置し、東は荒川を隔てて政令指定都市のさいたま市に、南西は朝霞市、新座市及び三芳町に、北は富士見市に隣接し、首都近郊25㎞圏内にあり、東武東上線で池袋まで20分、東京メトロ有楽町線で永田町まで40分、東京メトロ副都心線で渋谷まで34分、東急東横線との相互直通運転により横浜まで61分という交通の利便性に恵まれている。

面積は9.05 kmで、荒川、新河岸川、柳瀬川という三本の川が流れ、荒川低地(標高約5~8 m)と武蔵野台地(標高約10~20 m)という二つの特徴ある地形によって構成されている。

古くは江戸時代の新河岸川舟運を中心とした商業と農業のまちとして発展 してきたが、大正3年に鉄道が開通し、従前の商業都市の性格に加え、首都近 郊の住宅都市としての性格が一層強まった。

近年では志木駅東口再開発事業の完成による市街地の活性化や西原特定土 地区画整理事業により、快適な住宅地として発展している。

## 第2節 社会的特性

#### 1 人口

本市の人口は、国勢調査によると、平成27年は72,676人であり、近年は微増傾向で推移している。長期の動向をみると、昭和25年は9,721人であり、昭和35年までは微増傾向で推移しており、それ以降は平成2年の63,491人まで急増した。

#### 2 昼夜間人口比率

平成27年国勢調査によれば、昼間に就業・通学のため本市から市外へ流出する人口は26,738人、市外から流入する人口は11,547人となっており、昼夜間人口比率は79.1%となっている。本市の就業者・通学者数(15歳以上)は、全体で38,216人であるが、そのうち市外への就業者・通学者は26,999人(全体の約70.6%)、東京都への就業者・通学者は14,027人(全体の約36.7%)に上る(平成27年10月1日現在)。そのため、東京都やその周辺で武力攻撃事態等が発生した場合には、本市の多くの就業者・通学者が被災し、避難誘導

が困難となることが考えられる。

#### 3 道路の状況等

本市周辺には、南北方向に関越自動車道、一般国道254号、高速さいたま戸田線などが、東西方向に一般国道254、463号、東京外かく環状道路などがあり、その間の重要な補助線として、主要地方道保谷・志木線、主要地方道さいたま・東村山線、県道和光・志木線、県道川越・新座線及び県道志木停車場線等が志木市内を通過しており、また、一般国道254号バイパスの建設が予定されている。

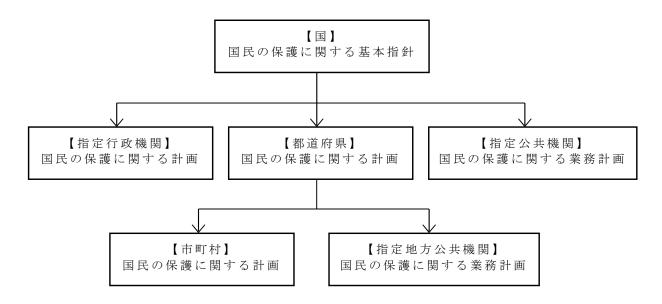
車交通の広域的な利便性は高い地域であるが、荒川、新河岸川、柳瀬川といった河川に囲まれ、橋梁も多く、武力攻撃事態等発生時の避難の交通手段として、自家用自動車の使用を認めると大変な混乱を招くと考えられるため、鉄道、バス、徒歩といった手段による避難を原則とする必要がある。

## 第5章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公 共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本方針」を定めた。

この基本指針及び埼玉県が策定した「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、市は「志木市国民保護計画」を策定する。



## 第1節 市の責務

市は、国や県、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、市の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

#### 1 基本的事項

- (1) 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。
- (2) 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を迅速かつ的確に実施する。
- (3) 市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- (4) 市長は、県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。
- 2 市が実施する主な措置
- (1) 警報、避難の指示の住民への伝達
- (2)避難住民の誘導
- (3) 避難住民等の救援
- (4) 安否情報の収集及び提供
- (5) 退避の指示
- (6) 警戒区域の設定
- (7)消防活動
- (8) 水の安定供給等国民生活の安定に関する措置

#### <参考>

- 1 国の責務
- (1) 基本的事項
  - ① 基本指針を定めること。
  - ② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施すること。
  - ③ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措

置を的確かつ迅速に支援すること。

④ 国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講じること。

### (2) 国が実施する主な措置

- ① 警報の発令、避難措置の指示
- ② 武力攻撃事態等の情報の提供
- ③ 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供
- ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示
- ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置に係る指示
- ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃 (NBC兵器) により生ずる汚染の拡大を防止するための措置
- ⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置
- ⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置
- ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

#### 2 県の責務

#### (1) 基本的事項

- ① 国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力 攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

#### (2) 県が実施する主な措置

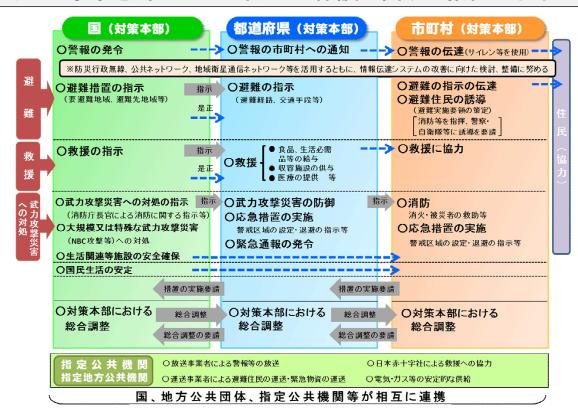
- ① 警報の市町村への通知
- ② 住民への避難の指示
- ③ 県の区域を越える住民の避難に関する措置
- ④ 避難住民等の救援
- ⑤ 安否情報の収集及び提供
- ⑥ 緊急通報の発令
- ⑦ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置
- ⑧ 生活関連等施設の安全確保
- ⑨ 保健衛生の確保

- ⑩ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置
- 3 指定公共機関、指定地方公共機関の責務
- (1) 基本的事項

指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、 その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施すること とされている。

- (2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置
  - ① 放送事業者 警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
  - ② 運送事業者 避難住民、緊急物資の運送
  - ③ 医療事業者 医療の実施
  - ④ ライフライン事業者 電気、ガス、飲料水等の安定供給
  - ⑤ 電気通信事業者 通信の確保

## 武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



## 第2節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、市はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備する。

また、市は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図る。

【関連資料】資料編 資料 I-1 県、市町村の担当部署

資料編 資料 I-2 消防機関の担当部署

資料編 資料 I-3 指定行政機関の担当部署

資料編 資料 I - 4 指定地方行政機関等

資料編 資料 I-5 指定公共機関、指定地方公共機関

資料編 資料 I - 6 志木市内の公共施設及び公共的施設等

## 第3節 他の市町村との連携

武力攻撃事態等発生時には、市域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、近隣市町をはじめとする他市町村と相互に連携し、広域で住民の避難・救援に対処できるよう、あらかじめ、その実施方法等について明らかにしておく。

### 第4節 公共的団体との協力体制

市が、国民の保護に関する措置等を迅速かつ的確に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。市は、公共的団体との相互の連携を密にし、協力体制の整備を図る。

#### 第5節 住民の協力

武力攻撃等が発生した場合、市は、警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、住民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、市は、住民相互の協力組織やボランティア等を育成していく。 また、市職員OBの協力体制の構築に努める。

一方、住民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努め、また、武力攻撃事態等に備えて食糧や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、住民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならない。

また、二次災害を避ける意味からも、市が、住民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。

## 第6節 事業所等との協力関係

多くの従業員が従事する大規模事業所及び住民や他市町村からの多数の利用者が滞在する大規模集客施設については、武力攻撃事態等において、より迅速な対応が必要である。また、同時に、従業員等による住民等の避難誘導や救援について協力が必要になると考えられる。

このため、市は、こうした事業所や施設の管理者等と相互の連携を密にし、 協力体制の整備に努める。

また、市は、要配慮者の避難や救援について、福祉事業者等との協力体制の整備に努める。

## 第7節 武力攻撃等の態様と留意点

- 1 武力攻撃事態の特徴と留意点
- (1) 着上陸侵攻の場合
  - 特徵

ア 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は 低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実 施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に 及ぶことが予想される。

また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の報告等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の 避難を行うことも想定される。

イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる 攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が

考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によって は、二次被害の発生が想定される。

#### ② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

### ① 特徴

ア 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発 見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆ る手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を 予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられ る。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。

また、汚い爆弾(以下「ダーティボム」という。)が使用される場合も考えられる。

## ② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、 市と県、消防機関、警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻 撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ 適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知 事は緊急通報を発令し、市長または知事は、退避の指示又は警戒区域の 設定などの措置を行う必要がある。

#### (3) 弾道ミサイル攻撃の場合

#### ① 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃 目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間 で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭であ るのか、NBC弾頭であるのか)を着弾する前に特定することは 困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応 が大きく異なる。 イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限 化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

#### ② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、県及び市町村は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム(JーALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合もある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

#### (4) 航空攻撃の場合

### ① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

- イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、そ の威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主 要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも 考えられる。
- エ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

#### ② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地 を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必 要がある。

#### 2 緊急対処事態

- (1) 攻撃対象施設等による分類
  - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ア 事態例

可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

#### イ 留意点

可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建 物、

ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる 事態

#### ア 事態例

- (ア) 大規模集客施設、駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

#### イ 留意点

大規模集客施設、駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被 害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

#### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ア 事態例
  - (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
  - (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
  - (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
  - (エ) 水源地に対する毒素等の混入

#### イ 留意点

## (ア) 放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った 物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱される と、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤(毒素を含む)による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、 また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生 物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している 可能性がある。

#### (ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生す

る。

- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 ア 事態例
  - (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
  - (イ) 弾道ミサイル等の飛来

## イ 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

## 第2編 平時における準備編

## 第2編 平時における準備編

武力攻撃事態等が発生した場合、住民を迅速かつ的確に避難させ救援していくためには、関係機関が武力攻撃等に関する情報を共有化し、速やかに実施体制を立ち上げ、一体となってそれぞれの役割分担の下に国民保護のための措置を実施していくことが必要である。

また、避難住民等の救援のための物資については、NBC攻撃による武力攻撃災害等も考えられ、特殊な資機材を必要とする場合も考えられる。

このため、市は、国や県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、住民との協力関係、緊急物資の備蓄等について、平時から十分整備しておくものとする。

## 第1章 情報収集、伝達体制の構築

## 第1節 通信の確保

住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村、指定公 共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し 対処していくことが重要である。

しかし、すべての通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、 関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。このため、 市は、国、県等関係機関の情報伝達体制を強化していくこととする。

また、市は全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

## 第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

県及び市は収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、 安否情報システムの習熟に努めるものとする。

#### 市における準備

- 1 市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。
- 2 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所 管施設等に関する基礎情報(所在、連絡先等)について、あらかじめ把握 する。

## 第2章 迅速な初動体制の確保

## 第1節 24時間即応体制の確立

武力攻撃事態等における警報や避難の指示が、時間的な余裕をもって国から 発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的 確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。

市は、夜間、休日等においても情報伝達等が24時間対応できる体制を整備する。

## 第2節 職員配備計画の作成

志木市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)の部長及び国民保護現地対策本部長(以下「現地対策本部長」という。)に充てられる者は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出して職員配備計画を作成し、職員に周知する。

なお、配備計画には、市幹部職員及び国民保護担当職員が交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な事態に備え、代わりに参集すべき職員について定めておく。

## 第3節 職員の指定と伝達手段の整備

市対策本部の部長及び現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、市庁舎の近隣等に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努める。

なお、市対策本部の部長及び現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段 として、携帯電話の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整 備を進める。

## 第4節 交代要員等の確保

市は、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について、あらかじめ定めておく。

- 1 交代要員の確保、その他職員の配備
- 2 食糧、燃料等の備蓄
- 3 自家発電設備の確保
- 4 仮眠設備等の確保

## 第3章 警報の住民への周知方法

### 第1節 警報の発令・伝達と関係機関の役割

武力攻撃事態等が発生し、国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要があると認めるときには、国の対策本部長は基本指針及び対処基本方針の定めるところにより警報を発令する。

警報は、総務大臣を経由して知事に通知され、知事は直ちに市長、指定地方 公共機関等の関係機関に通知し、市長は直ちに住民に対して警報を伝達する。

また、放送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関も警報を放送することとされている。

警報の発令は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り、又は現に 武力攻撃事態が発生したと認められる地域等を可能な限り分かりやすく簡潔な 表現で原則として文章をもって行われる。 国は、警報の通知に当たっては、全国に迅速かつ確実に伝達するため、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に、公共ネットワーク、地域衛生通信ネットワーク等適切で効果的な通信手段を活用するものとしている。こうした国の動向を踏まえながら、県及び市町村は確実な情報伝達体制を整備していく必要がある。

また、警報の住民への伝達に際しては、原則としてサイレンを使用して注意 が喚起されるため、県及び市は、こうした体制についても整備を進めていくも のとする。

## 第2節 警報の住民への周知

- 1 市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)及び既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。
- 2 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、町内会組織を経由した伝達、 携帯メールの活用、公共施設への掲示等、住民への警報の周知方法につい て、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。
- 3 市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。
- 4 市は、外国人への周知を図るため、多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。
- 5 高層マンションや大規模団地の住民への周知を図るため、管理組合等と 協力してあらかじめ周知方法を定める。

## 第3節 緊急通報の発令・伝達と関係機関の役割

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令を待たずに、速やかに緊急通報を発令する。

市長は、緊急通報の発令に際しては、緊急通報が発令されたことを広く知らせるため、警報の発令に準じて、サイレン等を使用して注意喚起を図るものとする。

このため、市は、警報の場合に準じて、緊急通報の確実な伝達体制の整備を

## 第4章 避難の指示

## 第1節 避難の指示の伝達

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要である と認めるときには、要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に避難 措置を指示する。

市長は、直ちに避難実施要領を定め、職員を指揮し、埼玉県南西部消防本部消防長と協力して避難住民を誘導する。また、避難住民を誘導するため必要があると認めるときには、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。

このため、市は、警報の場合に準じて、避難の指示の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。

## 第2節 モデル避難実施要領の作成

1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項

市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して周知しておくものとする。

なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、要配慮者の避難方法、発生時期や交通渋滞の発生状況等について配慮する。

また、実際に避難実施要領を定めるときには、消防や警察署など関係機関の意見を聴取する必要があると思われることから、市はあらかじめ、迅速に関係機関から意見を聴取する方法について、定めておくものとする。

【モデル避難実施要領に定める基本的事項】

- (1) 避難の交通手段及び避難の経路
- (2) 防災行政無線の使用など避難の指示の住民への周知に関する事項
- (3)避難住民の誘導の実施方法、市職員、消防職団員の配置、担当業務、その他避難住民の誘導に関する事項
- (4)住民が避難の際に携行する物品等
- (5) 住民に対する注意事項

(6) 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

また、浄水施設など住民生活に関連を有する施設、毒物劇物等の危険物施設は攻撃目標とされる可能性が高いことから、市は、これらの施設に十分配慮したモデル避難実施要領を作成する。

- 2 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成パターン
- (1) 着上陸侵攻からの避難

大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。

また、主に以下の事項について、避難実施要領に盛り込む。

- ① 市は、避難先地域において当該市町村での住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。
- ② 避難住民の誘導は、できる限り町内会又は事業所等を単位として実施するよう努める。
- ③ 避難住民の誘導にあたっては、避難誘導、移動中における食糧等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。
- (2) 弾道ミサイル攻撃からの避難
  - ① 着弾前

弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。

攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を、避難実施要領に盛 り込むものとする。

ア 屋外にいる場合

- (ア) 直ちに堅ろうな建物や地下に逃げこむ。その際、ガラスの破 片による被害が最も少ない場所を選ぶ。
- (イ)近くに適当な建物や地下室などが無い時には、むやみに走り 回らず、頭部を保護して伏せる。
- (ウ) 時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとする。
- イ 屋内にいる場合

- (ア) 建物が、鉄筋コンクリートなど堅ろうなものであるか確認する。 そうでない場合には、いったん外に出て、より堅ろうな建物 や地下に避難する。
  - (イ) 基本的に地下に移動する。地下室が無い場合には、1階に移動する。
  - (ウ) ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶ。
  - (エ) 太い柱や柱の多い場所に、衣類や持ち物で頭部を保護して伏せる。

## ウ 乗り物の中にいる場合

#### (ア) 車の中にいる場合

- 車で移動せずに、ラジオ等で正確な情報収集に努め、むやみ に車外へ出ない。
- ・ 大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物がない場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。
- 車を乗り捨てる必要がある場合には、キーをつけたままロックせずに放置する。

### (イ) 電車の中にいる場合

- ・ 車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努める。
- 乗務員の指示に従って行動し、むやみに車外に出ない。また、 周囲の人たちと協力して行動する。
- ・ 地下鉄の地下駅などにいる場合には、比較的被害が少ないと 考えられるので、外部の様子が判明するまでその場所に留まる。

#### ② 着弹後

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。

#### ア 核兵器の場合

- (ア) 核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。
  - ・ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむ やみに屋外に脱出しない。
  - 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。

- (イ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難 にあたっては、以下の事項に留意する。
  - ・ 風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被 曝を抑制する。
  - 内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。
    また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。
- (ウ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場 所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難する。

#### イ 生物兵器の場合

- (ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。
- (イ) ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合 は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住 民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなど の措置を講ずる。
- ウ 化学兵器の場合
  - (ア) 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直 ちに離れる。
  - (イ) 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気 密性の低い部屋に避難した場合には、すべての窓を閉め切り、 ガムテープなどで外気が進入してこないように補強する。また、 空調は停止する。
  - (ウ) ラジオ等による情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出ない。
  - (エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による 除染等の措置を受けるなど、指示に従う。
- (3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難
  - 攻撃開始前
    必要に応じて事前に退避の指示を行う。
  - ① 攻擊開始後

攻撃当初は屋内に一時避難させ、移動の安全が確認された場合は、 関係機関と連携して、適当な避難地に移動させる。 また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。

ゲリラや特殊部隊がNBC兵器を使用して攻撃した場合の避難については、「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。

## (4) 航空攻撃からの避難

① 兆候を事前に察知できる場合

時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。このため、市は「(1)着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。

なお、時間的に余裕がない場合や一部避難が終了していない場合には「② 兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。

② 兆候を事前に察知できない場合

対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なる。 そのため、速やかに屋内への避難を行う。攻撃終了後も弾頭の種類等が 判明するまでは屋内避難を継続し、安全が確認された場合は、安全な地 域への避難を行う。

これらは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様であるため、市は、「(2)弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。

## <モデル避難実施要領の作成パターン>

~ こ)ル 血 未 大 池 女 隣 ツ 下 ぬ ハ ケ ・ フ ノ									
類型	着上陸侵攻	ゲリラや特殊部隊	航空攻撃からの避難						
項目	からの避難	等からの避難	兆候がある場合	兆候がない場合					
攻撃の特徴	・攻撃が大規模であり 広範囲で長期化す る傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立 ち、空爆や弾道ミサ イル攻撃が行われ ることがある。	察知することが困難 である。 ・政治経済の中枢やダ		・対応時間が短く使用 される弾頭により 被害の状況が異な るのは弾道ミサイ ル攻撃の場合と同 様である。					
避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。		あり、避難時間に余						
盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	て、広域的、長期的な避難方法につい						

類 型	弾道ミサイル攻撃からの避難								
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭					
項目				である場合					
	・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難								
	・NBC弾頭に比べて	・核爆発による熱線、	<ul><li>潜伏期間がある細菌</li></ul>	・生物剤と同じく目に					
攻撃の特徴	被害は局限される	爆風、放射性降下物	が使用された場合、	見えず拡散するが、					
	が、家屋等の破壊、	による被害がある。	被害が拡大するお	被害が短期間で発					
	火災等がある。		それがある。	生する。					
避難時間	・極めて短時間で被害	が発生することが考えら	れるため、避難時間はあ	<b>らまりない</b> 。					
避難先	・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。								
	①屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。								
		31-12,000	で、むやみに外に出ない						
		・手袋、カッパ等の着							
		用など、放射能の影	から直ちに離れ、密	になるので、第一に					
		響を避ける避難方法	1.7 = 7 . = 1.1 . = 2	, ,					
盛り込む		について盛り込む。	避難することを盛						
べき内容	_	<ul><li>タオルやマスクの使</li></ul>	· · <del>-</del> - •	い部屋等に避難す					
		/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ヒトや動物を媒体と	- 0					
		ける方策について盛							
		り込む。	された場合には、住						
			民を避難させるの						
			ではなく、感染者を						
			入院させて治療す						
			る等の措置を行う。						

## 第3節 避難人数の把握

1 町内会単位の人口の把握

市が住民を迅速かつ的確に避難させるためには、避難住民の人数を詳細に把握することが大切である。

そのため、市はあらかじめ、町内会単位で人口等を把握しておくとともに、 マンションや大規模団地についてもその居住人口の把握に努める。

また、市は、大規模集客施設の利用状況等についても把握に努める。

#### 2 要配慮者の把握

- (1) 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について 市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。
- (2) 在宅の要配慮者について 市は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。
- (3) 外国人の人数等について 市は、管内の外国人の人数(言語別)の把握に努める。

## 第4節 避難の指示の周知

- 1 住民への周知方法、周知内容
- (1) 住民への周知方法
  - ① 市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段 との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう 努める。
  - ② 市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に避難の指示が 周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定 めるよう努める。
  - ③ 市は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。
  - ④ 高層マンションや大規模団地の住民への周知を図るため、町内会又は管理組合等と協力してあらかじめ周知方法を定める。
- (2) 要配慮者への周知方法における配慮等
  - ① 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等 市は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あら かじめ避難の指示の周知方法について定めておく。

また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整備するよう努める。

- ② 在宅の要配慮者への周知方法 市は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、町 内会又は管理組合等及び自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。
- ③ 外国人への周知方法 市は、外国語の原稿による市町村防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておくとともに、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。

#### (3) 周知内容

市は、主に以下の事項を、避難住民へ周知する。

- ① 避難指示の理由
- ② 住民避難が必要な地域
- ③ 住民の避難先となる地域
- ④ 避難場所
- ⑤ 主要な避難の経路
- ⑥ 避難のための交通手段、集合場所
- ⑦ 注意事項(戸締り、携行品、服装等)
- (4) 情報伝達手段の多重化・多様化の促進

市は、住民に対する避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。

## 第5節 避難住民集合場所の指定

#### 1 集合場所の選定基準

避難住民は、単独で行動するよりも、町内会単位で集合して、避難住民の運送拠点となる鉄道運送の拠点やバス運送の拠点に移動したほうが、お互いに助け合うこともでき、また家族の離散を防ぐためにも有効である。

こうしたことから、市は、主に以下の基準に基づき、地域の住民が一時的に集合する避難住民集合場所を指定することとする。

- (1) 地震等自然災害発生時に避難場所として指定されている場所
- (2) その他地域の実情に応じて市が指定する場所

#### 2 避難住民集合場所の周知

市町村は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により

地域住民に周知するものとする。

- (1) 広報紙
- (2) 避難住民集合場所マップの作成
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載

## 第6節 避難施設の指定と施設管理者との連絡体制

#### 1 避難施設の指定等

市は指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、 それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがない ように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めるものとす る。

なお、市は避難施設を指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を県 に通知するものとする。

#### 【避難施設の指定要件】

- (1)公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場その他の公益的施設であること。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物等の施設であること。
- (3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- (4)物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するととも に、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備 を有するものであること。
- (5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。
- (6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。

また、施設の管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加える時には、管轄する市を経由して県に届け出なければいけないこととされている。

#### 【届出が必要な施設改築基準】

当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とすること。

#### 2 避難施設の管理者との連絡体制

市は、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知するものとする。

## 3 避難施設データーベースの共有化

市は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従い、避難施設の情報を整理することとし、県内に情報を共有するため、避難施設の情報を県に報告するものとする。

## 【関連資料】資料編 資料2-1 避難施設一覧

#### 4 避難施設の運営マニュアルの整備

市は、県と協力し、避難施設の運営マニュアルを整備し、あわせて住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努めるものとする。

## 5 避難施設の周知

市は避難施設を指定したときには、県と協力しながら以下の方法等により住民に周知徹底しておくものとする。

- (1) 広報紙
- (2) 避難所マップの作成及び配布
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載

#### 第7節 避難のための交通手段の確保

#### 1 交通手段選択の基本方針

避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家 用自動車の使用については、原則禁止とし、特に通常交通量が多く渋滞等が発 生している地域は禁止とする。ただし、地域的特性や避難時間の長短を考慮し て使用を認める。

なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を 使用できるものとする。 市は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、住民等に周知する。

#### 2 交通手段の確保方法

#### (1) 鉄道

市は、区域内における各鉄道事業者の輸送能力及び各駅の連絡先について把握する。

#### (2) バス

市は、区域内におけるバス事業者の輸送能力及び連絡先について把握する。

また、市は、県がバス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力して選定したバス運送の拠点となる場所を把握しておく。

## (3) タクシー事業者

市は、あらかじめタクシー事業者と避難住民の運送に関する協力体制の確立に努める。

#### (4) 市が保有する車両

市は、その保有する福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定めておくものとする。

なお、使用できる車両は、要配慮者の運送手段に優先的に利用する。

#### (5) 要配慮者への配慮

鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮 した機能を有するものを、できる限り使用する。

## 第8節 避難候補路の選定

#### 1 避難候補路の選定の基準

武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃 災害についても様々な態様が考えられる。また、道路についても、避難路や自 衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等といった様々な利用が考えられる。

このため、あらかじめ特定の道路を避難路として決定しておくことは困難であると考えられ、市は、県と避難候補路(以下「候補路」という。)を定めておくものとし、次の基準により候補路を選定する。

- (1) 県が指定した候補路に接続する主要な市道
- (2) 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

- ① 第2編第4章第6節に規定する避難施設
- ② 市防災活動拠点
- ③ 市臨時ヘリポート
- (3) 候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。

#### 2 関係機関との調整等

市は、候補路を定めようとする時には県に協議するとともに、警察署と調整 するものとする。

また、候補路を決定した場合には、県、警察署、運送事業者である指定公共 機関及び指定地方公共機関に通知するものとする。

## 第9節 運送順序の決定

避難住民の運送は、原則として、次の順序で行うものとする。

- 1 重病者、重傷者、障がい者、妊産婦
- 2 高齢者、乳幼児、児童
- 3 その他の住民

## 第10節 交通規制の準備

警察署は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ 安全に実施するため、所要の準備をしておくものとする。

## 第11節 道路啓開の準備

武力攻撃の状況により、道路上には倒壊建物等の廃棄物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。

このため市は、市が管理する道路について、あらかじめ道路啓開の実施計画を作成し、必要な資機材の整備に努める。

なお、啓開作業には重機などの特殊な機材が必要であるため、市は、建設業関係 団体に協力を要請するなど、武力攻撃事態等における道路啓開、応急復旧に備える。

## 第12節 避難住民等に対する住宅の確保

武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。

そのため市は、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定めておくものとする。

なお、その際には、高齢者や障がい者等要配慮者対策について、配慮していくも のとする。

#### 1 避難住民等住宅供給計画の策定

民間賃貸住宅の貸与及び応急仮設住宅等の整備に関して、市は、県が定めた 以下の事項に基づき、県の指導、援助のもとで行うものとする。

- (1) 民間賃貸住宅、応急仮設住宅等の入居基準
- (2) 要配慮者に対する配慮
- (3) 応急仮設住宅等の着工時期
- (4) 応急仮設住宅等の管理 応急仮設住宅の維持管理は、原則として県が市に委託するものとする。

#### 2 応急仮設住宅等の整備

市は、応急仮設住宅等の迅速な供給を行うための体制を整備しておくこととする。

(1) 応急仮設住宅等建設予定地の選定

建設予定地については、主に以下の基準により選定しておくものとする。

## 【選定する基準】

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 居住地域と隔離していない場所

建設予定地は原則として市有地とするが、状況により私有地に設置しようとする場合には、地権者等との間に協定を結ぶなどの方法を講じておくものとする。

#### (2) 資機材の調達・人員の確保等

市は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう

努

めるものとする。

## 第13節 避難誘導の補助

多数の避難住民を受入れる場合、要避難地域から移動してくる避難住民に対して、避難施設への円滑な誘導や移動途中での食糧等の配給への補助が必要となる。 そのため市は、避難経路等において避難住民に対してパンフレット等を直接配布できるよう、日頃から準備しておく。なお、パンフレットは多言語により作成し、外国人の誘導にも配慮する。

また、移動途中の避難住民に対して、食糧、飲料水、必要な情報の提供ができるよう日頃から準備しておく。

## 第5章 緊急物資の備蓄等

## 第1節 緊急物資の備蓄

#### 1 備蓄する緊急物資の種類・数量

市は、食糧、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めるが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があり、住民自らの取り組みが必要である。

このため、備蓄にあたっては、市、県、住民がそれぞれ備蓄を充実していく とともに、市は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結する など、物資の確保に努める。

自然災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができるとされており、当面は武力攻撃事態等における備蓄についても、市地域防災計画上の備蓄品、給水体制を利用するものとするが、避難の期間が長期に渡る場合のあることや他機関から緊急物資等を受け入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図る。

なお、安定ョウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において 備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必 要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めることと されているので、市としては、国や県の対応を踏まえ、県と連携しつつ対応す るものとする。

【関連資料】資料編 資料Ⅲ-1 備蓄資機材の状況

#### 2 備蓄品の管理

備蓄品の品目及び数量等の管理は、危機管理を所掌する課が全体を掌握して おくものとする。

## 第2節 装備品の整備

市は、職員が国民保護措置を実施する際に必要となる防護服等装備品の整備に努めていくものとする。

## 第3節 市が管理する施設及び設備の整備等

1 施設及び設備の整備等

市は、その管理する施設及び設備について、定期的に整備し、点検しておく とともに、代替施設の確保に努めるものとする。

2 復旧のための各種資料の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、土地等の権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努めるものとする。

## 第6章 緊急物資運送計画の策定

## 第1節 運送路の決定基準

1 緊急物資運送候補路の選定

武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。

このため、市は、県が定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築する ため、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場 所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定 める。

- (1) 道路、鉄道を利用した陸上運送
- (2) 着岸施設を利用した河川運送

- (3) ヘリポート等を利用した航空運送
- 2 道路啓開

緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第4章第11節と同様に行う。

## 第2節 応援物資の受入れ体制の整備

1 物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定

県は、他の地方自治体、国民、企業等から県への応援物資(以下「応援物資」という。)については、直接避難施設へ運送するのではなく、まず以下の大規模な物資集積地で受け入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとしている。

- (1) 新座防災基地ほか県防災基地
- (2) 朝霞高等学校、和光高等学校及び新座柳瀬高等学校ほか県防災拠点校
- (3) さいたまスーパーアリーナ及びさいたまスタジアム2002

物資集積地までの運送を円滑かつ迅速に実施するため、市は県と協力して 応援物資を運送してきた者に対して、配送する物資集積地までの地図等必要 な情報を、事前に提供する。

このため、市は、県がこうした情報を提供する場所を、あらかじめ選定するために協力する。情報提供場所は、主に以下のとおりである。

- (1) 高速道路のパーキングエリア又は料金所等
- (2) 道の駅
- (3) 主要な国道の隣接地
- 2 情報提供体制の整備

市は、あらかじめ受入れ情報提供場所の職員の配置や情報の提供方法について定めておくなど、情報の提供体制を整備する。

3 仕分け、配送体制の整備

市は、物資集積所における応援物資の仕分け及び配送を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配送方法等について、あらかじめ定める。

#### 第3節 応援物資の発送体制の整備

本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送する

ときには、以下のとおり実施する。

- 1 物資集積地の決定
  - 原則として物資集積地に他市町村、民間企業、住民からの応援物資を集積する。
- 2 仕分け、発送体制の整備

市は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、

職員の配置や発送方法等について、あらかじめ定める。

## 第7章 医療体制の整備

## 第1節 武力攻撃災害時における医療体制の基本方針

武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講じる 初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じる後方医療体制及 び搬送体制を連携させて行っていくものとする。

なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、二次災害が発生する 危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。

## 【武力攻撃災害時医療体制の流れ】 災害現場 重傷者及び受療に 支障を生じる患者 搬送 の搬送の流れ 被災地の医療機 救護所 (避難所等) 病院 (診療可能) 病院 (被災・使用不能) 調剤薬局 救護所 (診療可能) 調剤薬局 被災地内の災害拠点病院 対応不可能な 重傷者の搬送 対応不可能な重傷者の搬送 (被災地内の医療機関が機 外 能していない場合) 医 被災地外の災害拠点病院 療 被災地外の医療機関 機 関 被災地外の後方医療機関

## 第2節 初期医療体制の整備

#### 1 救急救助体制の整備

武力攻撃事態等の発生時は、多数の負傷者等の発生が予想され、迅速な医療の実施が必要とされる。

このため、消防機関は、県や救急医療機関等の関係機関との密接な連携により、以下の事項に留意の上、救急救助体制の整備に万全を期する。

(1) 武力攻撃事態等における救急救助応援体制の確保

武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関だけでは対処できないといった場合も考えられる。このため、救急救助に関する近隣自治体との相互応援体制についての整備を進める。

(2) 救急機材等の整備

高規格救急車及び高度救急処置用資機材の整備と救護所に必要な資機材等を計画的な整備を進める。

(3) 応急手当用品の確保

多数の負傷者に対応できるように応急手当用品の計画的な配備を進める。

(4) トリアージ訓練の実施

多数の負傷者が発生した場合には、傷病の緊急度や重症度に応じて治療の優先順位を決定(トリアージ)することとなる。救急医療機関等への搬送、又は医師が到着するまでは救急隊が実施することとなるため、こうした訓練を実施し、医師の検証を受けるなどしてトリアージの精度の向上に努める。

(5) 住民に対する応急手当普及啓発の推進

武力攻撃災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多く の住民が応急手当ができるように救命講習を実施する。

#### 2 救護班の編成等

- (1) 救護班の編成
  - ① 救護班の編成・出動手順の策定

市は、県(保健所)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、以下の項目についてあらかじめ定めておく。

- ア 救護班の編成方法
- イ 救護班の出動手順
- ウ 救護班の行う業務内容(トリアージの実施、傷病者への応急処置、 助産等)

## ② 連絡窓口等の把握

市は、関係機関の連絡窓口を把握するとともに、要請等の手続についてあらかじめ定める。

#### (2) 救護所設置及び運営について

市は、県(保健所)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関などと協議し、以下の項目についてあらかじめ定める。

- ① 救護所の設置場所
- ② 救護所の運営方法
- ③ 救護所で使用する備蓄医薬品の種類及び数量の確保方法

#### 【関連資料】資料編 資料Ⅲ-2 医療機関等の一覧

#### 3 NBC災害への対処体制の整備

核、生物、化学物質を使用したNBC攻撃の場合には、特殊な治療を必要と する負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、以下の事項に留意の上、 市は体制の整備を進めることとする。

○NBC災害対処資機材の整備、知識の習得

武力攻撃の中でも特にNBC兵器による武力攻撃災害が発生した場合には 市は特殊な装備をもって現場に臨む必要がある。このため、NBC災害に対 処できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質(サリン等)の効果、効 用等について知識の習得に努める。

## 第3節 後方医療体制の整備

救護所や救急医療機関では対応できない重症者や、高度な治療が必要な患者を受け入れる後方医療体制について整備する。

#### 1 災害拠点病院の機能強化等について

市は災害時応援協定先の医療機関を武力攻撃災害発生時における後方医療体制の中核的な医療機関とし活用することとする。

また、市は、NBC災害に的確に対処していくため、医療機関における必要な人材の育成や資機材の整備等機能の強化について、今後関係機関と協議しながら進めていくものとする。

加えて、市は、生物剤による攻撃の場合の医療活動を迅速に実施するため、 感染症指定医療機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努めること とする。

## 【関連資料】資料編 資料Ⅲ-2 医療機関等の一覧

#### 2 近隣市町村等の医療機関との把握、連携

市は、近隣市町村等の医療機関の所在や連絡窓口、診療科目等を把握するとともに、連携体制の整備に努めるものとする。

## 3 広域応援協定の締結、相互支援体制の整備

多数の傷病者が発生した時には、医療スタッフや医薬品等に不足が生じ、市内にある医療資源では対応できないといった場合がある。

このため、市は大量の医療救護の需要にも対応できるようにするため、他の 市町村等との間に、あらかじめ応援協定等を締結し、その担当部署、応援要請 の手続等について定めておくとともに、応援の受入れ体制及び他の市町村等か ら応援要請を受けた場合の応援体制について定めておくものとする。

また、生物剤の使用による市の区域を越える武力攻撃災害に迅速に対応する ため、保健所等と、市の区域を越えた連携体制を構築しておくよう努めるもの とする。

#### 第4節 傷病者搬送体制の整備

#### 1 「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」の活用

迅速かつ的確な負傷者の搬送を行うには、収容先医療機関の被害状況、病床の状況等に関する情報があらかじめ把握できなければならない。

また、武力攻撃災害の規模や発生場所を考慮すると、隣接都県の医療機関に 搬送する場合も考えられる。

このため、各都道府県、市町村に導入されている「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」を活用し、空床数、医療機関情報等を収集し、効率的な 傷病者搬送体制を確立していくものとする。

#### 2 搬送先順位、経路の決定

消防機関は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、おおよその搬送 先順位を決定しておくものとする。

また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討するものとする。

#### 3 民間事業者との協力

大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防機関だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、消防機関は民間の患者等搬送事業者等と、傷病者搬送体制の協力体制の構築に努める。

## 第5節 保健衛生体制の整備

#### 1 健康相談体制の整備

市は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確 に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設 置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。

また、武力攻撃事態等による被災者の精神的ショックや、厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするため、精神保健体制を日本赤十字社等と連携し、整備しておくものとする。

#### 2 防疫活動体制の整備

市は、武力攻撃事態等が発生した季節及び災害の規模に応じた防疫活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達について定めておくものとする。

## 3 食品の衛生監視

市は、食品に起因する被害の発生を防止するため、人員の動員方法、検査に 必要な資機材の確保・調達方法などの食品衛生監視・検査体制について整備し ておくものとする。

#### 4 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備しておくものとする。

#### 5 埋葬及び火葬対策

大規模な武力攻撃災害が発生した時には、火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。

このため市は、埋葬及び火葬対策を適切に実施するため、県の定めた「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、次の対策を講じる。

- (1)遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。
- (2) 近隣市町村の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結するよう

努める。

(3) 墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。

【関連資料】資料編 資料Ⅲ-3 火葬場等の一覧

## 第8章 生活関連等施設の管理体制の充実

## 第1節 生活関連等施設の管理体制の整備

有事の際には、ダム、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設(以下「生活関連等施設」という。)は、攻撃目標とされやすいことから、関係機関と連携して実態の把握等に努める。

【関連資料】資料編 資料IV-3-① 生活関連等施設の定義 資料編 資料IV-3-② 危険物質等の定義

1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握

市は、県及び埼玉県南西部消防本部等と連携し、生活関連等施設の以下の項目について把握し、これらの情報を県、市、自衛隊、警察署、埼玉県南西部消防本部で共有する。

なお、情報の管理には万全を期することとする。

- (1) 生活関連等施設
  - ① 生活関連等施設の位置、構造及び設備の内容
  - ② 施設の警備対策
  - ③ 緊急時の連絡窓口
- (2) 危険物質等取り扱い施設の状況
  - ① 危険物質等取り扱い施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類
  - 数量
  - ② 危険物質等取り扱い施設の警備対策
  - ③ 緊急時の連絡窓口

【関連資料】資料編 資料IV-5 生活関連等施設及び危険物質等取扱施設の状況

2 生活関連等施設の管理体制の充実

市は、生活関連等施設の管理者に対し、管理体制の充実について要請する。 また、市は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の 安全確保措置の実施のあり方について定める。

## 第9章 文化財保護対策の準備

1 現況の把握

市は、管内の重要な文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握する。

- 2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備 市は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握してお くなど、連携体制を整備する。
- (1) 文化庁及び県の担当部署
- (2) 消火等のため出動を要請する消防機関
- (3) 文化財等を一時的に避難させる施設
- 3 対応マニュアルの作成、訓練の実施 市は、県とともに、文化財等の保存のため、対応マニュアルを作成し、訓練 を実施する。

## 第10章 研修の実施

1 国及び県の研修機関における研修の活用

市は、国や県における研修を有効に活用するなどして職員の研修機会の確保に努めるとともに、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うよう努める。

2 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、国及び県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者といった外部有識者等による研修についても、配慮する。

## 第11章 訓練の実施等

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。

そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう 努める。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する 武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練 等について、様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手 段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。

なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。

## 第1節 市の訓練

市は、本計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練を実施することとし、国や県等との合同訓練の実施に努める。

## 1 実動訓練

- (1)訓練回数年1回以上。
- (2)訓練の種類
  - ① 非常参集、市対策本部設置訓練 緊急事態発生時における職員参集訓練及び市対策本部の設置訓練を行う。
  - ② 警報、避難指示の伝達訓練 警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報 車の使用などあらかじめ市計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行 う。
  - ③ 避難誘導訓練

警察署、消防機関等の関係機関や住民の参加と協力を得て、避難及び退避の誘導訓練を行う。

## 2 図上訓練

(1)訓練回数年1回以上。

(2)訓練の種類

情報収集伝達等訓練

関係機関との情報の収集及び市対策本部における意思決定訓練を行う。

#### 3 訓練結果等の検証

市は、県とともに、訓練に参加した各関係機関の実施状況等を検証し、必要に応じて、国民保護措置の実施方法を見直すものとする。

また、過去の災害等の情報についても収集・保存し、検証することで、対処能力の向上に努めるものとする。

## 第2節 民間における訓練等

1 事業所における訓練への支援等

市は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があったときには、職員の派遣など必要な支援を行う。

また、市は、事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

- 2 学校、病院、社会福祉施設、大規模集客施設等における救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等
- (1) 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。
- (2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、警察署及び埼玉県南西部消防本部等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

## 第12章 住民との協力関係の構築

## 第1節 消防団の充実・活性化の促進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市は、消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。

## 第2節 自主防災組織との協力関係の構築

住民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、市は、自主防災組織に対して必要な支援を行い、その育成に努める。

自主防災組織を育成するためには、組織の中心となり活発な活動を主導していく リーダーを養成することが必要である。

また、武力攻撃災害発生時に有効な活動を行うため、消防救助資機材の整備について、必要な支援を行う。

さらに、多数の避難住民を受け入れる場合には、市全体で対応することとなり、 避難者受け入れのために、自主防災組織の協力を得ることが重要となってくるため、 避難所の運営等の救援への協力に対して、日ごろから自主防災組織との協力関係を 構築しておくよう努める。

- 1 市が実施する支援等
- (1)自主防災組織の結成促進 結成への指導
- (2) 自主防災組織の育成 リーダー研修の実施、助言・指導、訓練への支援等
- (3)活動のための環境整備 資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等
- (4)組織の活性化の促進助言・指導、先進団体の取組の紹介等
- 2 自主防災組織に協力を求める事項
- (1) 住民の避難に関する訓練への参加
- (2) 避難住民の誘導への協力
- (3) 救援への協力

- (4) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (5) 保健衛生の確保への協力

## 第3節 ボランティアとの協力関係の構築

武力攻撃事態等において、市は、ボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、市は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部志木市地区及び志木市社会福祉協議会などと連携を図り、その受入れ体制を整備する。

なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。

また、ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体やボランティアコーディネーター等が主体となって行い、市は、県と調整を図りながら必要な支援を行う。

#### 【ボランティアに協力を求める事項】

- 1 住民の避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- 5 保健衛生の確保への協力

## 第4節 住民の意識啓発等

武力攻撃事態等が発生した場合の避難等を円滑に実施するためには、住民の自主的な協力が必要である。そのため、市は、平素から国民保護措置の重要性について、パンフレットの配布、研修会の実施等により意識啓発を行い、理解を深めるとともに、武力攻撃事態等対処ハンドブックを策定・配布し、訓練などを通して住民の自助能力の向上に努める。

また、迅速に避難し、的確な救援を受けるためには、住民相互の助け合い(共助)が重要であり、町内会をはじめとする地域コミュニティへの参加を積極的に促進する。

## 第5節 事業者等との協力関係の構築

武力攻撃事態等において、市は、事業者に対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。

このため市は、訓練等を通じて事業所等との協力関係を構築するとともに、従業員における、協力可能な技能等を有する人材の把握等に努める。

## 【事業者に協力を求める事項】

- 1 住民の避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、傷病者の搬送、被災者の救助等への協力
- 5 保健衛生の確保への協力

# 第3編 武力攻擊事態等対処編

## 第3編 武力攻擊事態等対処編

武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、情報の的確な伝達や市対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が 実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力をあげなければならない。

本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するため、市は具体的な実施内容を定めた「国民保護実施マニュアル」を策定する。

## 第1章 実施体制の確保

## 第1節 全庁的な体制の整備

1 事態認定前における危機対策会議の設置及び初動措置

【関連資料】資料編 資料Ⅳ-1 志木市危機対策会議設置規程

## (1) 危機対策会議の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の 発生を把握した場合においては、市として迅速かつ的確に対処するため、「危機対策会議」を速やかに設置する。
- ② 市は、「危機対策会議」を設置したときは、直ちに事態の発生について県に連絡する。
- ③ 「危機対策会議」は、当該事案に係る情報収集に努め、県、警察署、 埼玉県南西部消防本部等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- ④ 多数の避難住民を受け入れる事態が予測される場合においても、救

援等を円滑に実施するため、「危機対策会議」を設置して対処する。

#### (2) 事態認定前における初動措置

市は、「危機対策会議」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

なお、市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や関係機関に対し支援を要請する。

#### 2 市対策本部の設置と職員の配備

国から国民保護対策本部設置の指定があった場合には、市長は市対策本部を設置し、職員を配備する。

第2編第2章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示が あった時には、直ちに市庁舎に参集して初動対応等を行う。

なお、市庁舎が被災し、又は被災するおそれがあり、参集が困難な場合 には、非常参集場所である、いろは遊学館に参集する。

なお、非常参集した場合は、市対策本部の部長の指示に従う。

## 第2節 市対策本部の組織等

- 1 市対策本部の組織及び担当業務
- (1)組織の体系について
  - ① 市対策本部には、部を設置する。 組織は「資料編 資料N-2」のとおりとする。
  - ② 本部会議は、本部長をはじめ、別に定める構成員をもって開催する。

#### (2) 本部長の権限

- ① 市の区域内の措置に関する総合調整
- ② 県の対策本部長に対する総合調整の要請
- ③ 県の対策本部長に対する指定行政機関、指定公共機関が実施する国 民保護のための措置に関する総合調整の要請の求め
- ④ 国の職員等の本部会議への出席の求め
- ⑤ 県の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め
- ⑥ 国民保護措置にかかる実施状況の報告又は資料の求め
- ⑦ 志木市教育委員会に対する措置の実施の求め
- (3) 本部の機能

本部の機能は以下のとおりである。

- ① 市長が国民保護措置を実施する際、その意思形成を補佐すること。
- ② 本部長の関係機関に対する総合調整権の発動を補佐すること。
- ③ 市長以外の市の執行機関が行う国民保護措置について必要な調整を 行うこと。
- (4) 現地対策本部の設置

本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地対策本部を設置することができる。

- ① 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員を置き、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- ② 現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。
  - ア 住民の避難誘導
  - イ 避難所での救援
  - ウ 被災者の捜索及び救助
  - エ 道路等必要な応急復旧対策の実施
  - オ 安否情報、武力攻撃災害情報の収集
  - カ ボランティアとの連携
  - キ その他国民保護措置に必要な事務
- (5) 本部の担当業務について 本部の担当業務は、「資料編 資料Ⅳ-2」のとおりとする。
- 2 本部会議の開催場所の決定
- (1) 本部会議は、原則として市庁舎内で開催する。
- (2) 市庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、市長が別途開催場所を決定する。

## 第3節 関係機関との連携体制の確保

- 1 武力攻撃事態等における通信の確保
- (1)情報通信手段の機能確認等

市は、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要 に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設に ついては、応急復旧作業を行う。

また、市は、直ちに県にその状況を連絡する。

(2) 通信確保のための措置の実施

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の要員等を避難先地域等に配置し、自ら運

用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

#### 2 国・県の現地対策本部との連携

市対策本部は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣するなどして当該本部と密接な連絡を図ることとする。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。

#### 3 国民保護派遣の要請

市長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため、必要があると認めるときには、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

- (1)避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 武力攻撃災害への対処
- (4) 武力攻撃災害の応急の復旧

知事に対して要請を行うよう求める場合には、次の事項を明らかにする とともに、文書により行う。ただし、事態が切迫しているなど文書による ことができない場合には、口頭で行うこととする。

- (1) 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2)派遣を希望する期間
- (3)派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考になるべき事項

#### 4 県・朝霞警察署との連携

#### (1) 県との連携

- ① 警報が発令された場合、市は、あらかじめ定めた職員の動員方法、 配備計画等に基づき、速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、 情報の収集伝達に努め、状況を県に報告する。
- ② 本部設置の指定を受けたときは、速やかに市対策本部を設置するとともに、設置した旨を県の国民保護対策本部(以下「県対策本部」という。)に報告する。
- ③ 他の都道府県から多数の避難住民を受け入れる可能性がある場合には、県を通じて他の都道府県との連携を図る。

## (2) 朝霞警察署との連携

市は、市対策本部を設置したときは、朝霞警察署に通知する。

## 5 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。県は必要に応じ、職員を派遣する。

ただし、県は、市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、市長と調整のうえ、現地調整所を設置する。

## 第4節 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

なお、廃止の通知を第3節の4(1)に準じて行うものとする。

## 第5節 住民との連携

武力攻撃事態等が発生した場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティア、事業者の協力を要請する。

このため、市は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めるところにより、日本赤十字社埼玉県支部志木市地区、志木市社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセンターを設置する。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第12章第2節に、ボランティアに協力を求める事項は同編同章第3節に、事業者に協力を求める事項は同編同章第5節に定めるとおりとし、自主防災組織の住民及びボランティア等の安全確保に十分配慮する。

## 第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策

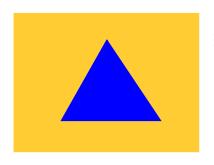
## 第1節 特殊標章等の交付

- 1 特殊標章等とは、以下のものをいう。
- (1) 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。

- (2) 身分証明書
  - 第一追加議定書に定める文民を保護するための証明書である。
- 2 市長は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応じて要綱を作成した 上で、国民保護措置に係る職務を行う者に対して、特殊標章等を交付し、 使用を認める。
- 3 市長は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、必要に応じて特殊標章等を交付し、使用を認める。

## 【特殊標章の図】



- ※ オレンジ色地に青色の正三角形
  - ・三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
  - ・三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

## 【身分証明書(国民保護措置に係る職務等を行う者用)のひな型】

## 

労無/livialt	原/查/2	и		2	<b>5</b> 60	<b>/</b>	Bir	-	-
その他の神歌文は神像の	ther distingu	ishinz n	app (	r in	tom	# ice	í		
fill#51/Blood tres				22		22	2	20	10
							-		
							-		
	PRINCE	<b>0¥</b>							
470465	<b>1934/6</b> /REDTO O			084.5					

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

## 第2節 安全確保のための情報提供

市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティア等の安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供する。

- 1 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難所、物資 集積所における放送や掲示
- 2 防災行政無線による伝達
- 3 広報車による広報

## <参考> 赤十字標章等の交付

- 1 赤十字標章等とは、以下のものをいう。
  - (1) 標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新 月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である。

なお、赤新月から成る標章は、イスラム教国において使用される ものであり、赤のライオン及び太陽から成る標章は、1980年以 降使用されていない。

(2) 信号

第一追加議定書に定める特殊信号であり、衛生部隊又は医療用運 送手段等の識別のために定める信号又は通報である。

(3) 身分証明書

第一追加議定書に定める軍の医療要員以外の医療要員に交付される証明書である。

- 2 知事は、国の定める赤十字標章等の交付に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な要綱を作成した上で、以下の者に対して赤十字標章等を交付し、使用させる。
  - (1) 県の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者
  - (2) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者

- 3 以下に示す医療機関は、知事の許可を受けて赤十字標章等を使用することができる。
  - (1) 指定地方公共機関である医療機関
  - (2) 県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者(指定公共機関を除く)
- 4 指定公共機関である医療機関は、指定行政機関の長の許可を受けて 赤十字標章等を使用することができる。

## 【標章の図】





赤十字

赤新月

【身分証明書(医療関係者用)のひな型】





(様式 日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

## 第3章 住民の避難措置

## 第1節 警報の通知の受入れ・伝達

1 県からの警報の通知の受入れ方法

県は、国から警報の通知を受けたときは、市町村長に対して直ちに警報 を通知することとされており、市は、以下のとおり通知を受け入れる。

なお、警報には次に定める事項が示される。

- 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域(地域を特定できる場合のみ)
- その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項
- (1) 勤務時間内
  - ① 県からの警報の通知は、防災危機管理課が受信する。
  - ② 警報を受信したときは、受信した旨直ちに県へ返信する。
- (2) 勤務時間外
  - ① 県(宿日直者)からの警報の通知は、警備員が受信する。
  - ② 警報を受信したときは、受信した旨直ちに県(宿日直者)へ返信するとともに、直ちに防災危機管理課長へ連絡する。
- 2 市の他の執行機関及び埼玉県南西部消防本部等への通知

市は、県から警報の通知を受けたときは、埼玉県南西部消防本部、市の他の執行機関(教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会)及び議会に対して、直ちに警報を通知する。

勤務時間内には、防災危機管理課が埼玉県南西部消防本部、市の他の執行機関へ通知する。

勤務時間外には、警備員が埼玉県南西部消防本部、市の他の執行機関へ 通知する。

- 3 住民等への伝達
- (1) 住民への伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。

① サイレン(国が定めた放送方法による。)

- ② 防災行政無線
- ③ 町内会等を通じての伝達
- ④ 広報車
- ⑤ 市ホームページ等への掲載
- ⑥ 公共施設等への掲示
- ⑦ FAX (主に、聴覚障がい者に対して行う。)
- (2) 大規模集客施設等の管理者への連絡 市は、大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達に努める。

#### 4 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行う。ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、サイレンは使用しないこととする。

## 第2節 緊急通報の伝達

1 緊急通報の発令

緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する 危険を防止するため、緊急の必要があると認められるときで、次の場合に 知事から発令され、市長に通知される。

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合
- (2) 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合
- 2 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、以下のとおりである。

- (1) 武力攻撃災害が発生した日時
- (2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- (3) 武力攻撃災害の種別
- (4)被害状況
- (5) 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項
- 3 住民への伝達

市は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、「第1節 警報の通知の受入れ・伝達」に準じる。

## 4 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、第1節「警報の通知の受入れ・伝達」に準じて大規模集客施設等 の管理者に対して、緊急通報の伝達に努める。

## 第3節 避難の指示等

本節では、武力攻撃事態等の類型のうち、着上陸侵攻や航空攻撃(事前の 兆候を察知した場合)のように、避難のための準備期間があり、かつ避難が 広範囲にわたり長期化する可能性が高い場合の対応について記載する。

弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃から避難する場合のように、事前の兆候の把握が困難と考えられ、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまが無い場合の住民避難については、知事は緊急通報の発令を行い、市町村長は退避の指示、警戒区域の設定等を行うものとする。また、市町村長は、第2編第4章第2節により、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択して、避難誘導を実施するものとする。

#### 1 避難の指示の受入れ・伝達等

#### (1) 県からの指示内容

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は、関係市町村長に通知することとされている。

指示の内容は以下のとおりである。

- ① 住民の避難が必要な地域(要避難地域)
- ② 住民の避難先となる地域(避難先地域。なお、住民の避難経路となる地域を含む。)
- ③ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- (2) 県からの避難の指示の受入れ方法

県からの避難の指示の受入れは、「第1節 1 県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行う。

なお、知事は、国から避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示 を次の2段階に分けて関係市町村長に行い、市町村長に対して避難誘導 体制の早期確立を促すこととしている。

① 第1段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

## ② 第2段階の避難指示

第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、要 避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

- ア 主要な避難経路
- イ 避難のための交通手段
- ウ 避難先地域における避難施設
- (3) 市長の住民への避難の指示の伝達等

市長は、知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに住民 に対して伝達するとともに、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から 適切なものを選択し、避難実施要領を速やかに作成する。

① 避難実施要領の作成

ア 第1段階の避難指示があった時

市長は、第2編第4章第1節に定める、あらかじめ作成しておいたモデル避難実施要領のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。

イ 第2段階の避難指示があった時

市長は、発生した事態に対する避難実施要領を完成させる。その際、県と必要な調整を行う。

なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込む。

- (ア) 要避難地域の住所
- (イ)避難住民の誘導の実施単位(町内会、事務所等)
- (ウ) 避難先の住所及び施設名
- (エ) 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点
- (オ) 集合時間及び集合にあたっての留意点
- (カ) 避難の交通手段及び避難の経路
- (キ) 市職員、消防団員の配置、担当業務等
- (ク) 要配慮者への対応
- (ケ) 要避難地域における残留者の確認方法
- (コ) 避難誘導中の食糧の給与等の支援内容
- (サ)避難住民の携行品、服装
- (シ) 問題が発生した場合の緊急連絡先等

市は、避難実施要領を完成させた時には、住民へ周知するとともに、埼玉県南西部消防本部等と連携して、迅速かつ的確に住民を避難誘導する。

② 住民への周知内容及び方法

市長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、あらかじめ定めた方

法で周知する。

③ 関係機関への通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、市の他の執行機関、埼玉県 南西部消防本部、警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定 公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。

(4) 避難先地域の通知の受入れ

本市が避難先地域となった場合の知事からの通知の受入れは、「第1 節 1 県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行う。

- (5)避難の指示を周知すべき機関
  - ① 第1編第5章第4節に規定する公共的団体のうち関係する団体
  - ② 避難誘導実施の補助や救援の補助の協力を要請できる自主防災組織 又はボランティア団体
  - ③ 第1編第5章第6節に規定する大規模事業所や大規模集客施設
- 2 市域を越える住民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、本市の住民が市域を越えて避難を行うことや逆に他市町村の住民が本市へ避難してくることなどが考えられる。

こうした市の区域を越える避難の際には、避難実施要領及び知事の指示に基づき、住民を避難誘導する。

一方、他市町村の住民が本市へ避難してくる際には、第2編第4章第1 3節に定めた方法により、避難誘導の補助を行う。

# 第4節 避難住民の運送手段の確保

要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第3章第4節に規定する「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。

- 1 運送手段の選択方法
- (1)避難誘導拠点の決定

市は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。

(2) 要配慮者の避難

市は、第2編第4章第4節で定めた方法により要配慮者の避難を実施する。

(3) 自家用自動車等の使用

市は、自家用自動車等を交通手段として示す際には、警察の意見を聴

き、調整を図るものとする。

## 2 運送事業者への協力要請

市は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。

- (1) 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時又は予想日時
- (2) 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路
- (3)避難住民の数

要請を受けた各運送事業者は、国民保護に関する業務計画に基づき避難住民の運送を実施することとする。

#### 3 運送実施状況の把握

- (1)避難誘導拠点、避難所に配置された市職員等は、避難住民運送の実施 状況について、逐次、市対策本部に報告する。
- (2) 市対策本部は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、 情報収集を行う。
- (3) 市対策本部は、避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次、県対策本部に報告する。

# 第5節 避難路の選定と避難経路の決定

避難措置の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第4章第8節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。

また、避難の交通手段等避難実施要領を作成し、住民への周知を図る。

なお、自衛隊の行動と住民の避難行動が交錯することも考えられるため、市は、あらかじめ定めた方法により、県や自衛隊から自衛隊の行動について情報を収集した上で、避難経路を決定する。

# 第6節 避難路の交通対策の実施

1 警察署長への交通規制の要請

市長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、警察署長に対し、必要な交通規制を要請する。

## 2 交通規制の周知

市は、交通規制の状況について、防災行政無線、広報車等を使用して住民に周知する。

3 避難路の交通障害物除去 市は、被害状況を把握し、迅速な交通障害物の除去を行う。

# 第7節 避難誘導の実施

## 1 避難誘導の実施

市長は、避難実施要領を定め、市職員、消防団長を指揮するとともに、埼玉県南西部消防本部の職員と協力して、住民の避難誘導を行う。

また、必要があると認める時には、警察署長又は出動を命じられた自衛 隊の部隊等の長に対し、警察官又は自衛官による住民の避難誘導を行うよ うに要請する。

また、市長は、避難住民の誘導にあたっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないよう配慮する。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- (1)避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- (2) 避難の流れに逆行する者

## 2 県への支援の求め

市長は、住民の避難誘導の状況について報告するとともに、県職員の派遣や食糧、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、知事に必要な支援を求める。

3 県、埼玉県南西部消防本部、警察署及び自衛隊からの情報収集等

避難誘導する際の住民の安全を確保するため、市は、あらかじめ定めた 方法により、県、埼玉県南西部消防本部、自衛隊及び警察署から、武力攻 撃災害に関する情報を収集し、避難住民に提供しながら、避難誘導を実施 する。

## 第8節 避難の指示の解除

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずる。

# 第9節 避難誘導の実施の補助

市は、多数の避難住民を受入れる場合は、第2編第4章第13節で準備している方法により、要避難地域の避難住民の円滑な避難施設への誘導を補助する。 また、食糧、飲料水、情報等の提供を行うなど、適切な支援を行う。

## 第4章 避難住民等の救援措置

## 第1節 救援の実施

避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、 その他公共的団体等の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するも のとする。

- 1 収容施設の供与
- 2 食糧品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与
- 3 医療の提供及び助産
- 4 被災者の捜索及び救出
- 5 死体の捜索、処理並びに埋葬及び火葬
- 6 電話その他の通信設備の提供
- 7 被災住宅の応急修理
- 8 学用品の貸与
- 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)」に定めるところによる。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

## 1 収容施設の供与

(1) 収容施設の決定方法等

市長は、避難措置の指示があった場合における、知事の避難施設の決定に協力するとともに、必要に応じて、第2編第4章第12節で定めた被災者に対する住宅供給対策を実施する。

(2) 避難施設の施設管理者への通知

市は、県からの避難施設の管理者への通知を施設管理者へ伝達する。

- (3) 収容施設の運営、維持管理等
  - ① 避難所の運営

避難所の運営は、第2編第4章第6節であらかじめ定めた「避難所 運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職 員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避 難住民等の協力を得て運営するよう努める。ただし、配置される市及 び県の職員が到着するまでの間は、応急的に避難施設の管理者が運営 を行う。

- ② 応急仮設住宅の維持管理 応急仮設住宅の維持管理は、原則として県から委託された市が行う。
- ③ 避難住民のプライバシーの確保への配慮 市は、避難所における避難住民のプライバシーの確保について配慮 する。
- 2 食糧品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与 市は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食糧 品・飲料水及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。
- (1) 必要物資の報告

市は、それぞれの避難所等において、救援に必要な食糧品・飲料水・ 生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

(2) 応援物資の集積等

市は、第2編第6章第2節及び第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送する。

なお、本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときには、あらかじめ発送する品目や時期等について県と調整する。

- (3) 緊急物資の運送方法等
  - ① 運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送物資の優先順

位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

また、市は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請する。

② 運送実施状況の把握

運送車両の出発時間と到着時間、緊急物資の品目・数量及び運送途中で支障が出た等の運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。

## (4) 緊急物資運送路の確保

① 県対策本部との調整

市は、緊急物資の運送路を決定する際には県対策本部と必要な調整をする。

② 警察署との調整

市は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送路を決定する際には警察署と調整をする。

(5) 受入れを希望する緊急物資情報の発信等

市は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び県対策本部を通じて、国民に公表するよう努める。

また、本市が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、必要に応じて緊急物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

#### 3 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において、基本となる 医療体制は、第2編第7章に定めるところによる。

- (1) 救急救助、傷病者の搬送
  - ① 消防機関の活動

ア 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、その状況について的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に応じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

イ 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うにあたっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施していくものとする。

(ア) トリアージを実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優 先する。

- (イ) 高齢者、障がい者、乳幼児等を優先する。
- (ウ) 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。
- (エ) 武力攻撃災害発生現場付近以外で同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。
- ウ 応援の要請
  - 一つの消防機関だけで対処することが困難と認められる場合に は、県内の他の消防機関の応援を求める。
- ② 傷病者搬送の手順

第2編第7章第4節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の 搬送を実施する。

ア 傷病者搬送の判定

救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージ の実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か 判断する。

## イ 傷病者搬送の要請

- (ア) 救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関 に傷病者の搬送を要請する。
- (イ) 一つの消防機関だけで対応できない場合には、第2編第7章 第4節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請す る。
- (ウ) 市は、必要に応じて、県防災ヘリコプター等による搬送の要請を行う。
- ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

市及び消防機関は、傷病者搬送の要請を受けたときは、あらか じめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を 十分確認の上、搬送する。

- (2) 救護班の編成と医療資機材等の調達
  - ① 救護班の編成手順と派遣方法 市は、第2編第7章第2節2により定めた方法により、救護班を編成し、派遣する。
  - ② 医療資機材等の調達 市は、救護班の使用する医療資機材等が不足する場合においては、 県に調達を要請する。
- (3) 救護所の設置

市は、第2編第7章第2節2で定めた方法により、救護所を設置する。

## (4) NBC災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃による災害が発生した場合には、国、 県等の関係機関との連携を図りながら対処する。

(5) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

## 4 被災者の捜索及び救出

市は、県、警察署、自主防災組織、ボランティアと協力し、埼玉県南西部消防本部と連携しながら、被災者の捜索及び救出を実施する。

## (1)被災情報等の把握

- ① 市は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。
- ② 市は、収集した情報について、逐次、県対策本部へ報告する。

## (2)被災地における捜索・救助の実施

- ① 市は、被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。また、自 主防災組織又は住民等が独力で捜索・救助が可能と思われる場合は、 自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。
- ② 市は、捜索・救助の状況について、逐次、県対策本部に連絡し、指示を受ける。

#### (3) 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に対し、救助資機材の調達を要請する。

## 5 死体の捜索、処理並びに埋葬及び火葬

市は、県、自衛隊、警察署、埼玉県南西部消防本部と相互に連携しながら、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

## (1) 死体の捜索

市は、県や警察署などの関係機関の協力のもとに死体の捜索を実施する。

ただし、NBC攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼する。

#### (2) 死体の処理

市は、県が行う下記の死体の処理に協力する。

① 一時保管

検視(見分)・検案前の死体の一時保管を行う。

検視・・・警察・検察が、死亡が犯罪に起因するか否か死体の状況 を調べる処分

見分・・・警察が、非犯罪死体について死体の状況を調査する処分 検案・・・医師が死亡を確認すること(埋葬に必要)

② 検視(見分)

検察・警察官が、検視(見分)を行う。

③ 検案

救護班の医師は、検案を行う。また、必要に応じ、死体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

④ 身元確認作業等

死体の状況により、身元の特定ができない場合、県は、医師又は歯 科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

⑤ 死体の搬送

検察・警察官による検視(見分)及び医師による検案を終えた死体は、死体収容所へ搬送し、収容する。

⑥ 死体収容所(安置所)の開設

被害現場付近の適当な場所(寺院・公共建物・公園等収容に適当な ところ)に死体の収容所を開設し、死体を収容・整理し、埋葬・火葬 前の一時保管を行う。

死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具(納棺用具等)を確保する。

また、死体収容所(安置所)には、必要に応じて検視(見分)、検 案を行うための検視所を併設する。

⑦ 遺留品等の整理 収容した死体の遺留品等の整理を行う。

#### (3) 埋葬及び火葬対策

① 被害状況の把握市は、死者数を県に報告する。

② 埋葬及び火葬の実施

ア 市町村は県と協力して、第2編第7章第3節により締結した協 定等に基づき、火葬を実施する。

イ 市のみでは火葬の実施が困難な場合には、県に対して火葬の実 施に必要な措置を講じるよう要請する。

## 6 電話その他の通信設備の提供

市は、県と連携して、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障がい者等への対応を行うものとする。

## 7 被災住宅の応急修理

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について、必要最小限の修理を行う。

## 8 学用品の給与

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

## 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により、住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行う。

## 第5章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃事態等により、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、市は、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と情報を共有するとともに、相互に連携しながら対処措置を実施し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により、被害の最小化を図る。

# 第1節 対処体制の確保

## 1 被災情報等の収集

武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、市対策本部は、県対策本部、国の対策本部、警察署等からの情報の収集に努める。

- 2 武力攻撃災害の兆候の通報
- (1)市長は、武力攻撃事態等によるものと思われる火災や動物の大量死等、 武力攻撃災害等の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防職員 等から通知を受けたときは、その内容の調査を行う。
- (2) 市長は、調査の結果必要があると認めるときは、知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し、通知する。
- 3 国、県への措置要請

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、知事に対し、国の対策本部長に必要な措置を要請するよう求める。

# 第2節 応急措置等の実施

- 1 退避の指示・警戒区域の設定
- (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害等が発生し、又はまさに発生するおそれがある 場合において、特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内 容とした退避の指示を行う。

また、市は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準 じて、住民に対し、退避の指示を周知する。

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 住民の退避の方法
- ⑤ 携帯品
- ⑥ その他の注意事項
- (2) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。

警戒区域の設定にあたっては、あらかじめ定めた方法により、警察署、 埼玉県南西部消防本部及び自衛隊から、武力攻撃事態等の情報を収集し、 その意見を聴いた上で実施する。

また、市長は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民等に対し、設定された警戒区域を周知する。

## (3) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。 市長は、必要により、警察署長に対して同様の指示をすることを要請するものとする。

#### 2 生活関連等施設の状況の把握

市長は、武力攻撃事態等において、市内の各生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、県、当該施設の管理者、警察署、埼玉県南西部消防本部と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有する。

- 3 危険物質等の災害への対処措置
- (1) 危険物質等の安全確保

危険物質等の状況について「2 生活関連等施設の状況把握」に準じて把握する。

(2) 危険物質等取扱者に対する命令

市長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずべきことを命じる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬、消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- (3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記(2)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について、報告を求める。

【関連資料】資料編 資料IV-4 危険物質等取扱者に対する措置

- 4 NBC攻撃による汚染への対処
- (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場にお

ける状況に応じて、現場及びその影響を受けることが予想される地域の 住民に対して、応急措置として、退避を指示する。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

## (2) 知事の要請による市長の措置

市長は、知事からの協力要請を受けた場合には、警察、埼玉県南西部消防本部等と協力して、汚染の拡大を防止するため、次の措置を行う。

- ① 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の 物件を廃棄すること。
- ② 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限、禁止すること。
- ③ 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件の占有者に対して、当該物件の移動を制限、禁止し、又は廃棄を命じること。

この場合、市は、県と連携し、占有者に対し、専門的知識を有した者の派遣、資機材の貸与など、必要な協力を行うものとする。

④ 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者 に対して、その使用、給水を制限、禁止することを命じること。

また、市長は、県対策本部との情報交換に努めるとともに、自衛隊等の専門的意見を聴き、県対策本部に対し、専門家の派遣等の必要な支援を要請するものとする。

# (3) 関係機関との連携

市長は、市対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的支援について、消防機関、県警察等から情報を集約し、県対策本部に対して迅速な支援要請を行うものとする。

この場合において、市は、県対策本部を通じて、円滑な調整を図ると ともに、汚染物質に関する情報を、消防機関、県警察、保健所、衛生研 究所、医療機関等と共有するものとする。

また、市は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努めるものとする。

## (4) 対応時の留意事項

#### 核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。 ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線

イ 爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線

- ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線 このため、市は、県、県警察、消防機関、自衛隊等関係機関と 連携して、次に掲げる事項に留意の上、措置を実施するものとす る。
  - (ア) 市は、汚染物質に関する情報を県、保健所、県衛生研究所、 消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものと する。

また、上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、市は、県、県警察、自衛隊と連携しながら、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行う。

- (イ) 市は、県、消防機関と連携して、熱線による熱傷や放射線障 害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療を実施する。
- (ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、住民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。
- (エ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、 核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放 射能による被害をもたらすことから、(ア) から(ウ) に準じ た医療処置、避難誘導等が必要となる。
- (オ)核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及び その乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放 射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる ものとする。

#### ② 生物兵器

生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 市は、汚染の原因物質に関する情報を県、保健所、県衛生研 究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努める ものとする。

また、市は、県、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、消毒等の措置を実施する。

イ 市は、県、消防機関、県警察、自衛隊と連携して、対処要員 にワクチン接種を行うなど、所要の防護措置を講じた上で、患 者の移送を実施する。また、市は、必要に応じて隔離を行うな ど二次感染を防止する措置を実施する。

## ③ 化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散 し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。

また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学 剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施 する。

- ア 初動措置として、市は、県と連携して、消防機関、県警察、 自衛隊に対して、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、 原因物質の特定、汚染地域の特定又は予測、被災者の救助、除 染等汚染拡大防止のための措置等を実施するよう要請する。
- イ また、市は、県、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置を実施する。
- ウ 市は、県、消防機関、医療機関と連携して、原因物質の特性 に応じた救急医療を実施する。

# 第3節 保健衛生対策の実施

市は、武力攻撃災害が発生し、被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第7章第5節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施する。

## 第4節 動物保護対策の実施

市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。

- 1 危険動物等の逸走対策
- 2 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

# 第5節 廃棄物対策の実施

1 災害廃棄物処理

市は、その特殊性に配慮しながら、「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施する。

## 2 し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬を実施し、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努める。

また、市は県と協力し、仮設(簡易)トイレを速やかに設置するととも に、十分な衛生管理を行うこととする。

加えて、市は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不 足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

# 第6節 文化財保護対策の実施

市は、武力攻撃災害による文化財等の被害状況を把握し、第2編第9章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。

# 第6章 情報の収集・提供

# 第1節 被災情報の収集・提供

1 情報の収集

市は、武力攻撃事態等が発生した日時及び場所又は地域、武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

2 県への報告

市は、上記1で収集した被災情報を、県に報告する。

3 情報の提供

市は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を住民に提供する。

【関連資料】資料編 資料Ⅳ-6 被災情報の報告様式

## 第2節 安否情報の収集・提供

1 情報の収集

市は、避難住民等の安否情報を収集し、整理に努め、当該情報を県に報告する。

なお、収集する情報は、主に以下のとおりとする。

- (1) 避難所等において避難住民等から収集する情報
  - ① 氏名
  - ② 出生の年月日
  - ③ 男女の別
  - ④ 住所
  - ⑤ 国籍(日本国籍を有していない者に限る)
  - ⑥ ①~⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲 げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別す ることができるものに限る)
  - ⑦ 居所
  - ⑧ 負傷又は疾病の状況
  - ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- (2) 死亡した住民について収集する情報

上記①~⑥に加えて

- (7) 死亡の日時、場所及び状況
- ⑧ 死体の所在
- ⑨ 連絡先のほか、必要な情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

【関連資料】資料編 資料Ⅲ-4-① 安否情報収集様式(避難住民·負傷住民)

資料編 資料Ⅲ-4-② 安否情報収集様式(死亡住民)

資料編 資料Ⅲ-4-③ 安否情報報告書

## 2 情報の提供

- (1) 安否情報の照会の受付
  - ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレス について、住民に周知する。
  - ② 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口に、総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、書面の提出によることができない場

合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話、FAX及びメールでの照会も受け付ける。

③ 市は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所(法人等にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあっては、その内容を聴取する。

#### 【関連資料】資料編 資料Ⅲ-4-④ 安否情報照会書

## (2) 安否情報の回答

① 市は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を、不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答する。

ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か

イ 武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否か

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると 認めるときは、以下の事項について回答する。
  - ア 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等 の個人を識別するための情報
  - イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報
  - ウ 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、個人を識別する ための情報、死亡の日時・場所及び状況、死体の所在
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、 回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

#### 【関連資料】資料編 資料Ⅲ-4-⑤ 安否情報回答書

## (1)個人情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては、十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護

の観点から、特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

3 外国人に関する安否情報

市は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。

# 第3節 各措置機関における安否情報の収集

市は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める。

# 第4編 住民生活の安定編

# 第4編 住民生活の安定編

武力攻撃事態等において、住民を安全に避難させ、救援していくことや発生 した武力攻撃災害に対処していくとともに、住民が安定した生活ができるよう な措置を講じていくことが重要である。

# 第1章 物価安定のための措置

市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

# 第2章 避難住民等の生活安定措置

1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、 奨学金の貸与、また、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、実施する。

2 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努める。

# 第3章 生活基盤等の確保のための措置

市は、その所管する河川管理施設、道路、水道などのライフライン施設が、 武力攻撃事態等において、その機能を十分に発揮されるよう、当該施設の安全 の確保及び適切な管理に努める。

また、電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との

連携体制の確立に努める。

# 第4章 応急復旧措置の実施

市は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して、以下により、応急の復旧のための措置を講じる。

## 1 被害状況の把握

市は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。

## 2 応急復旧計画の策定

市は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定して、応急復旧措置を実施する。

この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

## 3 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、速やかな復旧措置を講ずる。また、復日措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により、関係機関との連絡を行うものとし、県にその状況を連絡する。

# 4 県に対する支援要請

市は、応急復旧の措置を講ずるにあたり、必要があると認める場合には、 県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要 な措置に関して、支援を求める。

#### 5 業務の継続

市は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じるときには、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。

# 第5編 財政上の措置編

# 第5編 財政上の措置編

# 第1章 損失補償

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため、緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用したときは、当該処分によって通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償する。

# 第2章 損害補償

市は、その要請を受けて、国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害補償する。

損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。

- 1 住民の避難誘導への協力
- 2 救援への協力
- 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- 4 保健衛生の確保への協力

# 第3章 被災者の公的徴収金の減免等

- 1 市長は、避難住民等の負担の軽減を図るため、必要があると認めるときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免等の措置を講ずる。
- 2 市長は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被 災した農業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよ う、必要な措置を講ずる。

3 市は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

# 第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国に対する負担金の請求方法

市長は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により、原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対して負担金の請求を行う。

## 2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管しておく。

# 第6編 緊急対処事態対処編

# 第6編 緊急対処事態対処編

我が国に対して着上陸侵攻などの本格的な武力攻撃事態等が直ちに起きる とは考えにくいが、大規模テロ等の緊急対処事態については、発生する危険性 が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急対処事態において市が行う措置は、住民の避難・救援、 武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第2 編から第5編に定めるところに準じて実施していく。

# 第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置

国は、緊急対処事態として4つの事態を想定している。

この4つの事態を参考とし、市は、本市の地理的、社会的特性等を考慮して、 発生の可能性が高い事態を、以下のとおり2つ想定した。市は、この2つの想 定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内 容を定めた「緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づ き、緊急対処保護措置を実施する。

- 1 想定する事態について
- (1) 多数の人が集合する施設に毒性物質が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- 2 緊急対処事態対策本部の設置

国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、市長は志木市緊急対処事態対策本部を設置し、職員を配備する。

なお、志木市緊急対処事態対策本部の設置、組織及び運営については、 第3編第1章に準じる。